

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和七年十二月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第三十三号の改正規定、同項第三十四号の改正規定（「四十八万円」を「五十八万円」に改める部分に限る。）、同法第二十八条第三項の改正規定、同法第八十三条第一項一号の改正規定、同法第八十四条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条第一項の改正規定、同法第八十七条第一項の改正規定、同法第二百一十条第三項第三号の改正規定、同法第二百一十一条第一項第二号ロの改正規定、同法第二百一十条第二号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える改正規定、同法第九十五条の二第一項の改正規定、同法第九十五条の三第一項の改正規定、同条を同法第九十五条の四とし、同法第九十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十八条第四項の改正規定及び同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第六条第一項、第三項及び第四項、第七条、第八条第一項、第九条第二項、第三項及び第五項から第七項まで、第十条第三項から第五項まで並びに第十一条の規定

ロ 第八条中租税特別措置法第二十七条の改正規定及び附則第三十二条の規定

二 次に掲げる規定 令和八年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第三十四号の改正規定（「四十八万円」を「五十八万円」に改める部分を除く。）、同項第三十四号の四の次に一号を加える改正規定、同法第八十五条第一項一号及び第二号並びに第八十六条第一項第一号及び第二項第一号の改正規定、同法第八十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法第八十七条の改正規定、同法第九十条第二号ハの改正規定、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第二百三条の三の改正規定、同法第二百三条の四の次に一条を加える改正規定、同法第

二百三条の六の改正規定並びに同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分を除く。）並びに附則第六条第二項、第九条第一項及び第四項、第十条第一項及び第二項並びに第六十八条の規定

ロ 第八条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三第九項の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第四十条の四第一項、第六項、第八項及び第十一項並びに第四十条の七第一項、第六項、第八項及び第十一項の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号、第四十一条の五の二第十二項第一号及び第四十一条の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十五の四の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十二条の三の改正規定（同法第四項第二号に係る部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分を除く。）並びに附則第三十六条及び第三十七条の規定

三 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十四条の三第四項の改正規定及び附則第十二条の規定

ロ 第二条の規定（同条中法人税法の目次の改正規定（「・第五十三条

」を削り、
第七目の三 譲渡制限付株式を対価とする費用等（第五十五

条・第五十四條の二）
第七目の二 賃貸借取引に係る費用

五十六條）
第七目の三 譲渡制限付株式を対価

第七目の四 不正行為等に係る費用

（第五十三條）

とする費用等（第五十四條・第五十四條の二） に、「収益及び費用等（第五十五條・第五十六條）
」

「を「工事の請負に係る収益及び費用」に改める部分に限る。）、同法第五十五條第五項に一号を加える改正規定、同法第二編第一章第一節第四款第七目の三を同款第七目の四とし、同款第七目の二を同款第七目の三とする改正規定、同法第五十二條の次に目名を付する改正規定、同法第五十三條の改正規定、同法第六十二條の八の改正規定、同

節第七款の款名の改正規定、同法第六十三条を削る改正規定、同法第六十四条の見出しを削り、同款中同条を同法第六十三条とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十三条、第十五条、第十八条、第十九条、第七十一条及び第七十三条の規定

ハ 第三条の規定及び附則第二十条の規定

ニ 第七条中国税通則法第十五条第二項第三号の二の改正規定及び同法第六十五条第三項第二号ロの改正規定

ホ 第八条中租税特別措置法第二十二条第一項の改正規定（「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、「同法第二十四条の二の改正規定（同条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める部分を除く。）、「同法第二十四条の三第一項の改正規定、同法第三十七条の十第四項の改正規定、同法第三十七条の十一第四項の改正規定、同法第三十八条第三項の改正規定、同法第五十八条の改正規定（同条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分及び同条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、「同法第六十一条の二の改正規定（同条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める部分を除く。）、「同法第六十一条の三第一項の改正規定、同法第六十六条の七第四項第一号の改正規定、同法第六十六条の九の三第三項第一号の改正規定及び同法第八十八条の改正規定並びに附則第二十九条、第三十条、第三十三条、第三十四条第二項、第四十八条、第四十九条及び第五十八条から第六十条までの規定

ヘ 第十二条の規定及び附則第六十二条から第六十七条までの規定
次に掲げる規定 令和八年十一月一日

イ 第五条中消費税法第八条の改正規定、同法第二十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十九条の二第一項の改正規定（「電磁的記録その他の」を「購入記録情報その他の」に改める部分に限る。）及び同法第六十五条第一号の改正規定並びに附則第二十一条の規定

ロ 第七条中国税通則法第三十三条第四項の改正規定及び同法第七十四条の二第一項第四号イの改正規定

ハ 第八条中租税特別措置法第八十六条の二の改正規定及び同法第八十

七条の六の改正規定（同条第十二項中「事業者」を「事業者により保存され」に改める部分、「酒類製造者」を「酒類製造者により保存され」に改める部分及び「消費税」とあるのは「」を「この法律その他の消費税に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の」とあるのは「財務省令で」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「関し消費税」とあるのは「関し」に改める部分を除く。）並びに附則第五十六条及び第五十七条第一項の規定

五| 次に掲げる規定 令和九年一月一日

イ| 第一条中所得税法第二百十条の改正規定（同条第三項第三号に係る部分及び同条第四項第二号に係る部分を除く。）、「同法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項の改正規定並びに同法第六十六条の改正規定並びに附則第八条第二項の規定

ロ| 第五条中消費税法第五十九条の二第一項の改正規定（「電磁的記録その他の」を「購入記録情報その他の」に改める部分を除く。）及び附則第二十三条の規定

ハ| 第八条中租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号の改正規定及び同法第八十七条の六第十二項の改正規定（「事業者」を「事業者により保存され」に改める部分、「酒類製造者」を「酒類製造者により保存され」に改める部分及び「消費税」とあるのは「」を「この法律その他の消費税に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の」とあるのは「財務省令で」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「関し消費税」とあるのは「関し」に改める部分に限る。）並びに附則第三十一条、第五十七条第二項及び第七十二条の規定

ニ| 第九条の規定及び附則第六十一条の規定

六| 附則第六十九条及び第七十条の規定 令和九年四月一日

七| 次に掲げる規定 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェア

日| アに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行の

イ| 第一条中所得税法第四十五条第一項に一号を加える改正規定

ロ| 第二条中法人税法第五十五条第五項に一号を加える改正規定

ハ| 次に掲げる規定 医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第

号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

イ 第一条中所得税法第百二十条第四項第二号の改正規定、同法第二百
四条第一項第三号の改正規定及び同法別表第一の改正規定

ロ 第二条中法人税法別表第一の改正規定

ハ 第四条の規定及び附則第七十八条の規定

ニ 第五条中消費税法別表第三第一号の表の改正規定

ホ 第六条中印紙税法別表第三社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十
三年法律第百二十九号)に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書
の審査に関する文書の項の改正規定及び同表高齢者の医療の確保に関
する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百三十九条第一項各号(支
払基金の業務)に掲げる業務、同法附則第十一条第一項(病床転換助
成事業に係る支払基金の業務)に規定する業務、介護保険法(平成九
年法律第百二十三号)第百六十条第一項各号(支払基金の業務)に掲
げる業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(平成十年法律第百十四号)第三十六条の二十五第一項各号(支払基
金の業務)に掲げる業務及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法
律第百六十五号)第七十一条の十五第一項各号(支払基金の業務)に掲
げる業務に関する文書の項の改正規定(「介護保険法」を「地域にお
ける医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律
第六十四号)第二十四条各号(機構の業務)に掲げる業務、介護保険
法」に改める部分を除く。)

九

第六条中印紙税法別表第三高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五
十七年法律第八十号)第百三十九条第一項各号(支払基金の業務)に掲
げる業務、同法附則第十一条第一項(病床転換助成事業に係る支払基金
の業務)に規定する業務、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第
百六十条第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務、感染症の予防及
び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)
第三十六条の二十五第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務及び子
ども・子育て支援法(平成二十四年法律第百六十五号)第七十一条の十五
第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務に関する文書の項の改正規
定(「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促
進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二十四条各号(機構の業
務)に掲げる業務、介護保険法」に改める部分に限る。) 医療法等の

一部を改正する法律（令和七年法律第 号）附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日

第六条中印紙税法別表第三児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書の項の改正規定（一第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務）の下に「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務」を加える部分に限る。） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

一 第六条中印紙税法別表第三児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百三十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書の項の改正規定（「高齢者の医療の確保に関する法律」を「母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十二条の十四各号（連合会の業務）に掲げる業務、高齢者の医療の確保に関する法律」に改める部分に限る。） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

二 第六条中印紙税法別表第三児童福祉法（昭和二十二年法律第六十
四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者
の医療の確保に関する法律第一百五十五条第一項（国保連合会の業務）の
規定による業務、介護保険法第七十六条第一項第一号及び第二号並び
に第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活

及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書の項の改正規定（「業務並びに」を「業務、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六十七条の十二第一号及び第三号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務並びに」に改める部分に限る。） 医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第

十三号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

十三 第八条中租税特別措置法第十条の五の三第一項の改正規定（「認定」を「特定認定」に改める部分、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「もので、」を「ものに限る。」に該当するもののうち」に、「認定に」を「特定認定に」に改める部分及び「に限る。」に該当するもののうち政令」を「（政令」に、「もの（以下」を「ものに限る。以下」に改める部分を除く。）、同法第十条の五の六第五項の改正規定（「された産業競争力強化法」の下に「（平成二十五年法律第九十八号）」を加える部分、「その同条第二項」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む。」のうちその産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項」に、「に関する」を「（以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。）に関する」に改める部分、「行う同法第二十一条の二十第二項第二号に規定する」を「行う」に改め、「（以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。）」を削る部分、「に限る。第九項」を「（第三項」に改める部分及び「において、当該生産工程効率化等設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年」を「（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）」には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）」に「金額。第九項」を「金額。第三項」に改める部分を除く。）、同条第九項の改正規定（「産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定」を「特定認定」に、「認定の日」を「特定認定の日」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「認定（」の下に「食品等の持続的な供

給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十三条各号に掲げる計画につき同法第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の認定を受けた場合における当該認定を含む。」を加える部分、「受けた同法」を「受けた中小企業等経営強化法」に改める部分及び「、その変更後」を「その変更後のものとし、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十三条各号に掲げる計画（同法第七条第一項の規定又は同法第八条第七項、第九条第八項若しくは第十条第七項において準用する同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の七第三項の改正規定（「その同条第二項」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む。」のうちその産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項」に、「に関する」を「（以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。）に関する」に改める部分、「行う同法第二十一条の二十二第二項第二号に規定する」を「行う」に改め、「（以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。）」を削る部分、「に限る。第六項」を「（次項」に改める部分及び「において、当該生産工程効率化等設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度」を「（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）」に、「金額。第六項」を「金額。次項」に改める部分を除く。）、同条第六項の改正規定（「産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定」を「特定認定」に、「認定の日」を「特定認定の日」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「第二十一条の三十五第二項」を「第二十一条の三十五」に、「第十項」を「第六項」に改める部分及び「第十七項」を「第十三項」に、「第一項、第三項、第四項又は前項」を「前二項」に、「第九項」を「第五項」に、「前三項」を「前項」に改める部分を除く。）及び同

法第八十条第一項の改正規定 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第号）の施行の日

十四 第八条中租税特別措置法第三十七条の十一第二項第十三号の改正規定及び附則第三十四条第一項の規定 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行の日

十五 次に掲げる規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日

イ 第八条中租税特別措置法第四十条の改正規定及び同法第四十一条の十八の四第一項の改正規定

ロ 第十一条の規定

ハ 第十三条の規定

十六 第八条中租税特別措置法第四十四条の五の次に一条を加える改正規定 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行の日

（勤労学生の定義等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第二条第一項（第三十二号、第三十三号及び第三十四号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第二条第一項第三十二号、第三十三号又は第三十四号の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（給与所得に関する経過措置）

第三条 新所得税法第二十八条の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があつた場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第二十八条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第六十五条第一項に規定するリース譲渡を行つた個人の令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧所得税法第六十五条第一項に規定するリース譲渡を行つたことがある個人（施行日前に行われた同項に規定するリース譲渡に係る契約の移転を受けた個人を含む。）の令和八年以後の各年分の旧リース譲渡（令和九年以前の各年において行われた同項に規定するリース譲渡をいう。以下この条において同じ。）に係る事業所得の金額の計算については、旧所得税法第六十五条（旧所得税法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧所得税法第六十五条第一項ただし書中「場合」とあるのは「場合（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号。以下この項及び次項において「令和七年改正法」という。）附則第四条第三項第一号（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は令和七年改正法附則第四条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた場合」と、「の年分」とあるのは「の年分又は同条第三項に規定する基準年以後の年分」と、同条第二項中「算入する。」とあるのは「算入する。ただし、当該リース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき、同日の属する年の翌年以後のいずれかの年において令和七年改正法附則第四条第三項又は第四項の規定の適用を受けた場

合は、同条第三項に規定する基準年以後の年分の事業所得の金額の計算については、この限りでない。」とする。

3

前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法（以下この条において「旧効力所得税法」という。）第六十五条第一項本文又は第二項本文（旧所得税法第六十五条第一項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受ける個人のその適用に係る旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該収入金額及び費用の額（当該各号に定める年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。次項においてそれぞれ「未計上収入金額」及び「未計上経費額」という。）は、当該各号に定める年（次項及び第五項において「基準年」という。）の年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

一 当該旧リース譲渡（旧効力所得税法第六十五条第一項本文の規定の適用に係るものに限る。）に係る収入金額及び費用の額につき令和八年又は令和九年において同項に規定する延払基準の方法により経理しなかった場合 その経理しなかった年

二 当該旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額のうち、令和九年までの各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されなかったものがある場合（次に掲げる場合に該当する場合を除く。）

令和十年

イ 前号に掲げる場合

ロ 当該旧リース譲渡（旧効力所得税法第六十五条第一項本文の規定の適用に係るものに限る。）に係る収入金額及び費用の額につき令和十年において同項に規定する延払基準の方法（同年以後の各年において当該旧リース譲渡の対価の額のうちに含まれる利息に相当する金額のみを当該各年の収入金額とする方法に限る。）により経理した場合

4

旧効力所得税法第六十五条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける個人のその適用に係る旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額が前項各号に掲げる場合に該当する場合において、当該旧リース譲渡に係る未計上収入金額が当該旧リース譲渡に係る未計上経費額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額（事業を廃止した日の属する年及び同号に掲げる金額がそれぞれ第二号に掲げる金額を超える年にあつ

ては、同号に掲げる金額）を、基準年以後の各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

一 当該未計上収入金額及び未計上経費額をそれぞれ六十で除し、これらにその年において事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該未計上収入金額及び未計上経費額

ロ イに掲げる金額のうちその年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額

5 前項の規定は、基準年の年分の所得税に係る確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかった場合又は同項の記載がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出がなかったこと又はその記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第四項の規定を適用することができる。

7 第四項第一号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

8 旧効力所得税法第六十五条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けている個人が死亡し、又は出国をする場合における旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他第二項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（信託に係る所得の金額の計算に関する経過措置）

第五条 新所得税法第六十七条の三（第三項及び第四項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に効力が生ずる同項第一号に規定する特定法人課税信託について適用する。

（特定親族特別控除等に関する経過措置）

第六条 新所得税法第八十四条の二（第二項第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定は、令和七年分以後の所得税について適用する。

2 新所得税法第八十四条の二（第二項第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年分以後の所得税について適用する。

3 新所得税法第八十五条の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4 | 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があつた場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第八十四条の二の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（基礎控除に関する経過措置）

第七条 新所得税法第八十六条の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 | 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があつた場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第八十六条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（確定申告書の添付書類に関する経過措置）

第八条 新所得税法第二百二十条第三項（第三号に係る部分に限る。）（所得税法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、令和七年十二月一日以後に同年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和六年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 | 新所得税法第二百二十条第六項及び第七項（これらの規定を新所得税法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、令和九年一月一

日以後に令和八年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条 新所得税法第四編第二章第一節、第九十条（第二号ホに係る部分を除く。）及び別表第二から別表第四までの規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第八十三条第一項に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 | 新所得税法第九十条（第二号ホに係る部分に限る。）及び別表第五の規定は、令和七年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日前であるものについては、なお従前の例による。

3 | 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新所得税法第九十条の規定の適用については、同条第二号ホ中「当該特定親族が第九十四条第五項又は」とあるのは「当該特定親族が」と、「これらの規定」とあるのは「同項」とする。

4 | 新所得税法第九十四条第一項及び第五項並びに第九十五条第一項、第四項及び第五項の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する所得税法第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び同法第九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した同法第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び同法第九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

5 | 新所得税法第九十五条の三の規定は、令和七年中に支払を受けるべき給与等でその最後に支払を受ける日が同年十二月一日以後であるものについて提出する同条第三項に規定する給与所得者の特定親族特別控除申告書について適用する。

6 | 新所得税法第九十八条第四項の規定は、令和七年中に支払を受けるべき給与等でその最後に支払を受ける日が同年十二月一日以後であるものについて提出する同項に規定する扶養控除等申告書について適用し、同年中

に支払を受けるべき給与等でその最後に支払を受ける日が同年十二月一日前であるものについて提出した旧所得税法第百九十八条第四項に規定する扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

7 | 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新所得税法第百九十八条の規定の適用については、同条第四項中「源泉控除対象親族」とあるのは、「控除対象扶養親族」とする。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十条 新所得税法第百三条の三及び第百三条の四の二の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第百三条の二に規定する公的年金等（以下この項から第三項まで及び附則第三十七条において「公的年金等」という。）について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2 | 新所得税法第百三条の六第一項、第三項及び第七項の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する所得税法第百三条の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した同項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、なお従前の例による。

3 | 居住者に対し、公的年金等で政令で定めるもの（以下この項及び次項並びに次条第一項において「特定公的年金等」という。）の支払者が令和七年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする場合において、第一号に掲げる所得税の額の合計額が同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当しなければならない。

一 令和七年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第百三条の二の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額の合計額

二 新所得税法第百三条の三（第一号イ及び第四号に係る部分に限る。）

（及び第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条の十五の三（第二項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用があるものとした場合における令和七年中にその

支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第二百三条の二の規定により徴収されるべき税額

4 | 前項の場合において、同項に規定する超過額を令和七年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、なお充当しきれない超過額（当該超過額のうちにまだ徴収されていないものがあるときは、その徴収されていない部分の金額に相当する金額を控除した金額。以下この項及び次項において「過納額」という。）があるときは、前項に規定する支払者は、その過納額を還付する。

5 | 過納額の還付の手續その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条 前条第三項に規定する支払者が、同項の居住者に対して令和七年十二月一日以後その年最後に支払う特定公的年金等につき所得税及び復興特別所得税を徴収する場合における同項から同条第五項までの規定の適用については、同条第三項中「掲げる所得税の額」とあるのは「掲げる所得税及び復興特別所得税の額」と、「掲げる税額」とあるのは「掲げる合計額」と、「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と、同項第一号中「の合計額」とあるのは「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次号において「特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「税額」とあるのは「税額及び特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収されるべき税額の合計額」と、同条第四項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「次条第一項の規定により読み替えて適用する前二項」とする。

2 | 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第九項及び第十一項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する前条第三項又は第四項の規定による所得税及び復興特別所得税の充当又は還付があつた場合について準用する。

（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知に関する経過措置）

第十二条 新所得税法第二百二十四条の三第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同項に規定する償還金等

の交付について適用する。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定（附則第一条第三号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正後の法人税法（以下「令和八年新法人税法」という。）の規定は、内国法人の令和八年四月一日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第十七条までにおいて同じ。）の同日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税及び法人の同日以後に開始する対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税について適用し、内国法人の同日前に開始した対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。

（賃貸借取引に係る費用に関する経過措置）

第十四条 第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第五十三条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置）

第十五条 令和八年新法人税法第六十一条の二十項の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同項に規定する払戻しについて適用する。

（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に関する経過措置）

第十六条 新法人税法第六十二条の八第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する非適格合併等について適用し、施行日前に行われた第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第六十二条の八第一項に規定する非適格合併等については、なお従前の例による。

（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第十七条 施行日前に旧法人税法第六十三条第一項に規定するリース譲渡を行った法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2|

施行日前に旧法人税法第六十三条第一項に規定するリース譲渡を行ったことがある法人（施行日前に行われた同項に規定するリース譲渡に係る契約の移転を受けた法人を含む。）の施行日以後に開始する事業年度（次項及び第四項において「経過措置事業年度」という。）の旧リース譲渡（令和九年三月三十一日以前に開始した事業年度において行われた同条第一項に規定するリース譲渡をいう。以下この条において同じ。）に係る所得の金額の計算については、旧法人税法第六十三条（旧法人税法第四百二十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法人税法第六十三条第一項ただし書中「又は第三項若しくは第四項」とあるのは「（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号。以下この項及び次項において「令和七年改正法」という。）附則第十七条第三項第一号（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は第三項若しくは第四項の規定若しくは令和七年改正法附則第十七条第三項若しくは第四項」と、「これらの規定の適用を受けた事業年度後」とあるのは「第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度後若しくは同条第三項に規定する基準事業年度以後」と、同条第二項ただし書中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項の規定又は令和七年改正法附則第十七条第三項若しくは第四項」と、「これらの規定の適用を受けた事業年度後又は同条第三項に規定する基準事業年度以後」と、同条第三項中「各事業年度の所得の金額」とあるのは「各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。次項において同じ。）の所得の金額又は連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二十条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。次項において同じ。）の金額」と、同条第四項中「各事業年度の所得の金額」とあるのは「各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額」とする。

3|

前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法（以下この項及び次項において「旧効力法人税法」という。）第六十三条第一項本文又は第二項本文（旧法人税法第四百二十二条第二項の規定によりこれら

の規定に準じて計算する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定の適用を受ける法人のその適用に係る旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該収益の額及び費用の額（当該各号に定める事業年度開始の日前に開始した各事業年度の所得の金額又は同日前に開始した各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。第二号において同じ。）の連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第二号において同じ。）の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。次項においてそれぞれ「未計上収益額」及び「未計上費用額」という。）は、当該各号に定める事業年度（次項及び第五項において「基準事業年度」という。）の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

一 当該旧リース譲渡（旧効力法人税法第六十三条第一項本文の規定の適用に係るものに限る。）に係る収益の額及び費用の額につき令和九年三月三十一日以前に開始した経過措置事業年度の確定した決算（法人税法第七十二条第一項又は第四百四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）について同法第七十二条第一項各号又は第四百四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合）には、その期間に係る決算。次号ロにおいて同じ。）において旧効力法人税法第六十三条第一項に規定する延払基準の方法により経理しなかった場合、その経理しなかった決算に係る事業年度

二 当該旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額のうち、令和九年三月三十一日以前に開始した各事業年度の所得の金額又は同日以前に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されなかったものがある場合（次に掲げる場合に該当する場合を除く。） 同日後最初に開始する事業年度

イ 前号に掲げる場合

ロ 当該旧リース譲渡（旧効力法人税法第六十三条第一項本文の規定の適用に係るものに限る。）に係る収益の額及び費用の額につき令和九年三月三十一日後最初に開始する経過措置事業年度の確定した決算に

において同項に規定する延払基準の方法（当該経過措置事業年度以後の各事業年度において当該旧リース譲渡の対価の額のうちに含まれる利息に相当する金額のみを当該各事業年度の収益の額とする方法に限る。）により経理した場合。

4| 旧効力法人税法第六十三条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける法人のその適用に係る旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額が前項各号に掲げる場合に該当する場合において、当該旧リース譲渡に係る未計上収益額が当該旧リース譲渡に係る未計上費用額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額（解散若しくは事業の全部の廃止若しくは譲渡（適格分割による分割承継法人への譲渡その他の政令で定めるものを除く。）の日の属する事業年度、清算中の事業年度又は被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日の属する事業年度、普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合におけるその該当することとなる日の前日の属する事業年度及び同号に掲げる金額がそれぞれ第二号に掲げる金額を超える事業年度にあつては、同号に掲げる金額）を、基準事業年度以後の各経過措置事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

一 当該未計上収益額及び未計上費用額をそれぞれ六十で除し、これらに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該未計上収益額及び未計上費用額

ロ イに掲げる金額のうち当該事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額

5| 前項の規定は、基準事業年度の確定申告書（基準事業年度の中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書。次項において同じ。）に前項の規定により益金の額及び損金の額に算入される金額の申告の記載がある場合に限り、適用する。

6| 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第四項の規定を適用することができる。

7| 第四項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

適格合併、適格分割又は適格現物出資により旧リース譲渡に係る契約の移転があつた場合における当該旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他第二項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国内最低課税額の計算に関する経過措置）

第十八条 令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第一号に掲げる内国法人（各種投資会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十六号に規定する各種投資会社等をいう。第三項及び第七項において同じ。）である構成会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に対する所有持分（令和八年新法人税法第八十二条第八号に規定する所有持分をいう。第三項において同じ。）を有する他の構成会社等のうちに我が国をその所在地国（令和八年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。以下この項及び第三項において同じ。）としないものがある場合における当該各種投資会社等である構成会社等その他の政令で定めるもの（以下この項及び第五項において「対象外構成会社等」という。）を除く。以下この項において同じ。）が令和八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までを終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第一号に定める金額は、零とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該対象会計年度に係る国別報告事項（租税特別措置法第六十六条の四の四第一項に規定する国別報告事項をいい、連結等財務諸表（令和八年新法人税法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。）を基礎として作成されたものに限る。以下この項において同じ。）又はこれに相当する事項として租税特別措置法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局（以下この項において「所轄税務署長等」という。）に提供された我が国に係る収入金額（当該内国法人に係る特定多国籍企業グループ等（令和八年新法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企

業グループ等をいう。以下この条において同じ。）に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限るものとし、対象外構成会社等を除く。イにおいて同じ。）のうちに、国別報告事項にその情報が含まれないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれない構成会社等として財務省令で定めるものがある場合には、当該構成会社等に係る収入金額として財務省令で定める金額を加算した金額）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十号に規定する最終親会社等をいう。以下この項において同じ。）の所在地国に提供されるものとした場合における我が国に係る当該収入金額）が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ

当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された我が国に係る税引前当期利益の額（当該税引前当期利益の額の計算において、令和八年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。ロ及び次号ロにおいて「調整後税引前当期利益の額」という。）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における我が国に係る調整後税引前当期利益の額）が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

二

イに掲げる金額がロに掲げる金額（零を超えるものに限る。）のうちに占める割合が百分の十七以上であること。

イ

当該対象会計年度に係る我が国を租税特別措置法第六十六条の四の四第一項の事業が行われる国又は地域とする全ての構成会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等及び対象外構成会社等を除く。）の連結等財務諸表に記載された法人税の額その他の財務省令で定める金額（当該金額のうちに、令和八年新法人税法第八十二条第二十九号に規定する対象租税以外の租税の額が含まれており、又は不確実性がある金額として財務省令で定める金額が

含まれている場合には、これらの金額を除く。）の合計額

ロ 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された我が国に係る調整後税引前当期利益の額（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあっては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における我が国に係る調整後税引前当期利益の額）

三 前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第四項の規定を適用しないで計算した場合の同条第二項第一号イ(2)に掲げる金額（当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項における租税特別措置法第六十六条の四の四第一項の事業が行われる国又は地域とその所在地国が我が国である構成会社等（対象外構成会社等を除く。）に係るものに限る。）以下であること。

2

一 前項の内国法人に係る特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和八年新法人税法第五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等（当該内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。）の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供があること（同条第六項の規定の適用がある場合に限る。）。

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の前日に開始したいずれの対象会計年度（我が国において令和六年四月一日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第一項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が施行されている国又は地域においてその施行の日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度に限る。）においても、我が国につき同条第一項の規定（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。）の適用を受けて令和八年新法人税法第八十二条の三第一項に規定す

る国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第二号に掲げる内国法人（各種投資会社等である共同支配会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に対する所有持分を有する当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等のうちに我が国をその所在地国としないものがある場合における当該各種投資会社等である共同支配会社等その他の政令で定めるもの（以下この項及び第六項において「対象外共同支配会社等」という。）を除く。以下この項において同じ。）が、令和八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までを終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第二号に定める金額は、零とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限るものとし、対象外共同支配会社等を除く。以下この項及び次項第二号において同じ。）の連結等財務諸表に記載された収入金額として財務省令で定める金額の合計額が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等の連結等財務諸表に記載された税引前当期純利益の額として財務省令で定める金額の合計額から当該連結等財務諸表に記載された税引前当期純損失の額として財務省令で定める金額の合計額を控除した金額（当該金額の計算において、令和八年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。次号ロにおいて「調整後税引前当期利益の額」という。）が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額（零を超えるものに限る。）のうちに占める割合が百分の十七以上であること。

イ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等の連結等財務諸表における法人税の額その他の財務省令で定める金額（当該金額のうちに、令和八年新法人税法第八十二条第二十九号に規定する対象租税以外の租税の額が含まれており、又は不確実性がある金額として財務省令で定める金額が含まれている場合には、これらの金額を除く。）の合計額

ロ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等の調整後税引前当期利益の額

三 前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第七項の規定を適用しないで計算した場合の同条第五項第一号イ(2)に掲げる金額以下であること。

一 前項の内国法人に係る特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和八年新法人税法第五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等（当該内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。）の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供があること（同条第六項の規定の適用がある場合に限る。）。

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の前日に開始したいずれの対象会計年度（我が国において令和六年四月一日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第三項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が施行されている国又は地域においてその施行の日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度に限る。）においても、我が国において前項の内国法人又は当該内国法人に係る他の共同支配会社等につき同条第三項の規定（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。）の適用を受けて令和八年新法人税法第八十二条の三第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

5| 第一項及び第二項の規定は、令和八年新法人税法第四百十五条の六第一項第一号に掲げる外国法人（対象外構成会社等を除く。）に係る同号に定める金額について準用する。この場合において、第一項中「第八十二条の十九第一項第一号」とあるのは「第四百四十五条の六第一項第一号」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、第二項中「内国法人」とあるのは「外国法人」と読み替えるものとする。

6| 第三項及び第四項の規定は、令和八年新法人税法第四百十五条の六第一項第二号に掲げる外国法人（対象外共同支配会社等を除く。）に係る同号に定める金額について準用する。この場合において、第三項中「第八十二条の十九第一項第二号」とあるのは「第四百四十五条の六第一項第二号」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、第四項中「内国法人」とあるのは「外国法人」と読み替えるものとする。

7| 第一項の内国法人に係る特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が各種投資会社等である場合又は第三項の内国法人若しくは当該内国法人に係る他の共同支配会社等が各種投資会社等である場合の第一項各号又は第三項各号に掲げる要件の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）

第十九条 令和八年新法人税法第五十条の三の規定は、令和八年四月一日以後に開始する対象会計年度に係る同条第一項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等及び同条第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等について適用し、同日前に開始した対象会計年度に係る第二条の規定（附則第一条第三号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等については、なお従前の例による。

2| 前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする場合における令和八年新法人税法第五十条の三第四項の規定の適用については、同項第二号中「その他」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）附則第十八条第一項（国内最低課税額の計算に関する経過措置）（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定そ

の他」とする。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十條 第三条の規定による改正後の地方法人税法の規定は、法人（人格のない社団等を含む。）の令和八年四月一日以後に開始する課税対象会計年度の国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び同日以後に開始する課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税について適用し、内国法人の同日前に開始した課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

（輸出物品販売場における輸出品物の譲渡に係る免税に関する経過措置）

第二十一條 第五条の規定による改正後の消費税法第八条の規定は、輸出品物販売場を経営する事業者（同条第一項に規定する輸出品物販売場を経営する事業者をいう。以下この条において同じ。）が令和八年十一月一日以後に行う同項に規定する免税対象物品の譲渡について適用し、輸出品物販売場を経営する事業者が同日前に行った第五条の規定による改正前の消費税法第八条第一項に規定する物品の譲渡については、なお従前の例による。

（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第二十二條 施行日前に第五条の規定による改正前の消費税法（次項及び第三項において「旧消費税法」という。）第十六条第一項に規定するリース譲渡（以下この条において「旧リース譲渡」という。）を行った事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）の施行日前に開始した年又は事業年度（消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に含まれる各課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この条において同じ。）に係る消費税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧リース譲渡を行ったことがある事業者（施行日前に行われた旧リース譲渡に係る契約の移転を受けた事業者を含む。）の施行日以後

に開始する年又は事業年度に含まれる各課税期間（個人事業者（消費税法

第二条第一項第三号に規定する個人事業者をいう。以下この条において同じ。）にあつては令和十二年十二月三十一日以前に開始する課税期間に限るものとし、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間に限る。以下この項及び次項において「経過措置課税期間」という。）については、旧消費税法第十六条（第五項（同項に規定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、令和七年経過措置課税期間（経過措置課税期間のうち、個人事業者にあつては令和九年十二月三十一日以前に開始する課税期間をいい、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間をいう。以下この項において同じ。）については、同条第一項中「所得税法」とあるのは「旧効力所得税法（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号。以下この項において「令和七年改正法」という。）附則第四条第三項に規定する旧効力所得税法をいう。）」と、「法人税法」とあるのは「旧効力法人税法（令和七年改正法附則第十七条第三項に規定する旧効力法人税法をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項ただし書中「所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた」とあるのは「同項に規定する延払基準の方法により経理しなかつた場合又は旧効力法人税法第六十三条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた」と、「所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する」とあるのは「その」と、「課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する」とあるのは「課税期間若しくはその」と、「課税期間若しくは」とあるのは「課税期間又は」とし、経過措置課税期間のうち令和七年経過措置課税期間以外の各課税期間については、同条第一項中「所得税法」とあるのは「旧所得税法（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号。以下この項において「令和七年改正法」という。）附則第四条第一項に規定する旧所得税法をいう。）」と、「法人税法」とあるのは「旧法人税法（令和七年改正法附則第十六条に規定する旧法人税法をいう。）」と、「当該事業者がこれらの規定の適用を受けるため」とあるのは「当該事業者が」と、同条第二項ただし書中「所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた」とあるのは「同項に規定する延払基準の方法により経理しなかつた」と、「所得

税法第六十五条第一項ただし書に規定する」とあるのは「その」と、「課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する」とあるのは「課税期間又はその」と、「課税期間若しくは同条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間」とあるのは「課税期間」とする。

3| 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧消費税法（以下この条において「旧効力消費税法」という。）第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の旧リース譲渡につき、経過措置課税期間において同項ただし書（附則第十七条第三項に規定する旧効力法人税法第六十三条第三項及び第四項に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該旧リース譲渡のうち、当該旧リース譲渡に係る賦払金の額で旧効力消費税法第十六条第二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた年又は事業年度（第五項において「不適用基準事業年度等」という。）の末日の属する課税期間の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等という。以下この条において同じ。）を行ったものとみなす。

4| 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の旧リース譲渡（前項の規定の適用を受けたものを除く。）のうち、個人事業者にあつては令和十二年十二月三十一日以前に開始した課税期間において、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始した事業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等を行ったものとしなかつた部分がある場合には、当該旧リース譲渡のうち、当該旧リース譲渡に係る賦払金の額で満了基準事業年度等（個人事業者にあつては令和十三年をいい、法人にあつては令和十二年四月一日以後最初に開始する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該満了基準事業年度等の末日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなす。

5| 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る旧リース譲渡が、前二項に規定する場合のいずれかに該当する場合には、これらの規定にかかわらず、当該旧リース譲渡のう

ち、第一号に掲げる金額（同号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える課税期間にあつては、同号に掲げる金額）に係る部分については、当該事業者が不適用基準事業年度等又は満了基準事業年度等以後の各年又は各事業年度の末日の属する各課税期間（以下この項及び次項において「適用課税期間」という。）において、資産の譲渡等を行ったものとみなすことができる。

一 当該旧リース譲渡に係る賦払金の額で、不適用基準事業年度等又は満了基準事業年度等の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分の金額（以下この項において「未計上譲渡額」という。）を百二十で除し、これに当該適用課税期間が含まれる年又は事業年度の月数を乗じて計算した金額（当該未計上譲渡額に当該年又は当該事業年度において資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分に係る金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

二 当該未計上譲渡額から当該未計上譲渡額のうち当該適用課税期間前の各課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分に係る金額を控除した金額

6 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）にその旨を付記するものとする。

7 第五項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

8 第二項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により旧リース譲渡に係る事業を消費税法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人に承継させた場合又は第二項の規定の適用を受ける事業者が同法第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合における旧リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例に関する経過措置）

第二十三条 第五条の規定による改正後の消費税法第五十九条の二第一項の

規定は、令和九年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第十条第二項の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該還付請求申告書を提出した日とする。以下この条において「法定申告期限」という。）が到来する消費税について適用し、同月一日前に法定申告期限が到来した消費税については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 第六条の規定による改正後の印紙税法別表第三独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与及び支給に係る業務に関する文書の項の規定は、施行日以後に同項の下欄に掲げる者が作成する同項の上欄に掲げる文書について適用する。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十五条 新租税特別措置法第十条の四第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定事業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の四第一項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十七条 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の五の六第一項及び第七項に規定する情報技術事業適応設備については、

なお従前の例による。

2 個人が施行日前に支出した費用に係る旧租税特別措置法第十条の五の六第三項及び第八項に規定する事業適応繰延資産については、なお従前の例による。

3 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の五の五第一項の規定の適用については、同項中「（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む。）のうちその産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項」とあるのは、「のうちその同条第二項」とする。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第二十八条 新租税特別措置法第十一条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（探鉱準備金に関する経過措置）

第二十九条 新租税特別措置法第二十二条第一項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（農業経営基盤強化準備金等に関する経過措置）

第三十条 新租税特別措置法第二十四条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が令和八年四月一日以後にする同号に規定する農用地又は特定農業用機械等の同号に規定する取得等について適用し、個人が同日前にした旧租税特別措置法第二十四条の二第三項第二号に規定する農用地等の同号に規定する取得等については、なお従前の例による。

2 | 新租税特別措置法第二十四条の三第一項の規定は、個人が令和八年四月一日以後に取得をする同項に規定する農用地について適用し、個人が同日前に取得をした旧租税特別措置法第二十四条の三第一項に規定する農用地については、なお従前の例による。

（青色申告特別控除に関する経過措置）

第三十一条 新租税特別措置法第二十五条の二（第四項第一号ロに係る部分に限る。）の規定は、令和九年分以後の所得税について適用する。

（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に関する経過措置）

第三十二条 新租税特別措置法第二十七条の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 | 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があつた場合には、その更正後の事項）につき新租税特別措置法第二十七条の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第三十三条 新租税特別措置法第三十七条の十第四項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同号に規定する特定受益証券発行信託の元本の払戻しについて適用する。

（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第三十四条 新租税特別措置法第三十七条の十一（第二項第十三号に係る部分に限る。）の規定は、租税特別措置法第三十七条の十一第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十四号に定める日以後に

行う新租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等の租税特別措置法第三十七条の十一第一項の譲渡による所得について適用し、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等の租税特別措置法第三十七条の十一第一項の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2 | 新租税特別措置法第三十七条の十一第四項（第三号に係る部分に限る。）

の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同号に規定する特定受益証券発行信託の元本の払戻しについて適用する。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第三十五条 新租税特別措置法第三十七条の十四（第五項第六号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する累積投資契約により取得する同号に規定する特定累積投資上場株式等について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する累積投資契約により取得した同号に規定する特定累積投資上場株式等については、なお従前の例による。

2 | 新租税特別措置法第三十七条の十四（第五項第七号ロ及びハに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第九号に規定する勘定廃止通知書、同項第十号に規定する非課税口座廃止通知書若しくは新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第七号ロに規定する財務省令で定める書類が提出される場合、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項若しくは同項第十号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の提出がされる場合又は同号に規定する電磁的方法による当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供がされる場合について適用し、施行日前に、当該勘定廃止通知書、当該非課税口座廃止通知書若しくは旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第七号ロに規定する財務省令で定める書類が提出された場合、当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて同項第一号に規定する非課税口座開設届出書の提出がされた場合又は同号に規定

する電磁的方法による当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供がされた場合については、なお従前の例による。

3 | 新租税特別措置法第三十七条の第十四第十二項の規定は、施行日以後に同条第五項第一号に規定する提出をする同号に規定する非課税口座開設届出書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の第十四第五項第一号に規定する提出をした同号に規定する非課税口座開設届出書については、なお従前の例による。

4 | 新租税特別措置法第三十七条の第十四第二十二項の規定は、施行日以後に提出又は提供をする同項に規定する勘定廃止通知等について適用する。

（居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第三十六条 新租税特別措置法第四十条の四第一項、第六項、第八項及び第十一項の規定は、同条第一項各号に掲げる居住者の令和八年分以後の各年分に係る新適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいい、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の令和七年十一月一日以後に終了する事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の令和七年分以前の各年分に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 | 旧租税特別措置法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の令和七年分以前の各年分に係る旧適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金

額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいい、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間に終了する事業年度に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第四十条の四の規定を適用することができる。

3 | 新租税特別措置法第四十条の七第一項、第六項、第八項及び第十一項の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和八年分以後の各年分に係る新適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいい、当該居住者に係る同条第一項に規定する外国関係法人の令和七年十一月一日以後に終了する事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和七年分以前の各年分に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

4 | 旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和七年分以前の各年分に係る旧適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいい、当該居住者に係る同条第一項に規定する外国関係法人の令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間に終了する事業年度に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第四十条の七の規定を適用することができる。

（公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置）

第三十七条 新租税特別措置法第四十一条の十五の三第二項第一号の規定により読み替えられた新所得税法第二百三条の三の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十八条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三第十八項の規定は、同項の特例対象個人が同条第七項に規定する対象子育て対応改修工事等をして令和七年一月一日以後に同項の定めるところにより居住の用に供する場合について適用する。

（中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置）

第三十九条 新租税特別措置法第四十二条の三の二の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第五十二条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度（通算子法人（同項第十号の五に規定する通算子法人をいう。）の施行日以後に開始する事業年度のうち当該通算子法人に係る通算親法人（同項第十号の四に規定する通算親法人をいう。）の施行日前に開始した事業年度の期間内に開始する事業年度（以下この条において「経過事業年度」という。）を除く。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度（経過事業年度を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十条 新租税特別措置法第四十二条の六第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十一条 新租税特別措置法第四十二条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十二条 新租税特別措置法第四十二条の十一の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定事業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十一の二第一項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十三条 新租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項の規定の適用については、同項中「」を含む。第二号ロ」とあるのは、「。第二号ロ」とする。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十四条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術

活用設備については、なお従前の例による。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五条 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第一項及び第四項に規定する情報技術事業適応設備については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に支出した費用に係る旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第二項及び第五項に規定する事業適応繰延資産については、なお従前の例による。

3 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項の規定の適用については、同項中「（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む。）のうちその産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項」とあるのは、「のうちその同条第二項」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第四十六条 新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（保険会社等の異常危険準備金に関する経過措置）

第四十七条 新租税特別措置法第五十七条の五第二項及び第六項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過措置）

第四十八条 新租税特別措置法第五十八条第一項、第二項及び第八項の規定は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（認定農地所有適格法人の課税の特例に関する経過措置）

第四十九条 新租税特別措置法第六十一条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が令和八年四月一日以後にする同号に規定する農用地又は特定農業用機械等の同号に規定する取得等について適用し、法人が同日前にした旧租税特別措置法第六十一条の二第三項第二号に規定する農用地等の同号に規定する取得等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十一条の三第一項の規定は、法人が令和八年四月一日以後に取得をする同項に規定する農用地について適用し、法人が同日前に取得をした旧租税特別措置法第六十一条の三第一項に規定する農用地については、なお従前の例による。

（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第五十条 新租税特別措置法第六十六条の六第一項、第六項、第八項及び第十一項の規定は、同条第一項各号に掲げる内国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいい、当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の令和七年二月一日以後に終了する事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分適用対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規

定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2| 旧租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の施行日前に開始した事業年度に係る旧適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいい、当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の令和六年十二月一日から令和七年一月三十一日までの間に終了する事業年度（当該事業年度終了の日の翌日から四月を経過する日を含む当該内国法人の事業年度が施行日以後に開始するものである場合に限る。）に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第六十六条の六の規定を適用することができる。

3| 新租税特別措置法第六十六条の九の二第一項、第六項、第八項及び第十一項の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいい、当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の令和七年二月一日以後に終了する事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

4| 旧租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日前に開始した事業年度に係る旧適用対象金額等（

同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいい、当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の令和六年十二月一日から令和七年一月三十一日までの間に終了する事業年度（当該事業年度終了の日の翌日から四月を経過する日を含む当該内国法人の事業年度が施行日以後に開始するものである場合に限る。）に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第六十六条の九の二の規定を適用することができる。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

第五十一条 新租税特別措置法第六十七条の五第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（特定の公共施設等運営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例に関する経過措置）

第五十二条 法人が施行日前にした旧租税特別措置法第六十七条の五の二第一項に規定する公共施設等運営権の設定については、なお従前の例による。

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例に関する経過措置）

第五十三条 新租税特別措置法第六十七条の十六の二の規定は、同条第一項各号に掲げる外国法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（農業協同組合等の合併に係る課税の特例に関する経過措置）

第五十四条 施行日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の二各号に掲げる合併については、なお従前の例による。

（贈与税の特例に関する経過措置）

第五十五条 新租税特別措置法第七十条の六の八第二項第二号への規定は、令和七年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得をする特定事業用資産（租税特別措置法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産をいう。以下この項において同じ。）に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした特定事業用資産に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十条の七の五第二項第六号への規定は、令和七年一月一日以後に贈与により取得をする非上場株式等（租税特別措置法第七十条の七の五第二項第五号に規定する非上場株式等をいう。以下この項において同じ。）に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税については、なお従前の例による。

（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税に関する経過措置）

第五十六条 新租税特別措置法第八十六条の二第一項から第六項までの規定は、令和八年十一月一日以後に事業者（同条第一項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う新租税特別措置法第八十六条の二第一項に規定する免税対象物品の譲渡について適用し、同日前に事業者が行った旧租税特別措置法第八十六条の二第一項に規定する物品の譲渡については、なお従前の例による。

（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税に関する経過措置）

第五十七条 新租税特別措置法第八十七条の六の規定は、同条第八項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）が、令和八年十一月一日以後に、新租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定する免税購入対象者に対し、輸出するため同項に規定する政令で定める方法により購入される同項に規定する免税対象酒類を販売するため、当該免税対象酒類を当該輸出酒類販売場から移出する酒類（租税特別措置法第二

条第四項第一号に規定する酒類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、旧租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、同日前に、同条第一項に規定する免税購入対象者に対し、同項に規定する政令で定める酒類で輸出するため同項に規定する政令で定める方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出した酒類については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十七条の六第十二項において準用する第五条の規定による改正後の消費税法第五十九条の二第一項の規定は、令和九年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第十条第二項の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該還付請求申告書を提出した日とする。以下この項において「法定申告期限」という。）が到来する酒税について適用し、同月一日前に法定申告期限が到来した酒税については、なお従前の例による。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する経過措置）

第五十八条 別段の定めがあるものを除き、令和八年四月一日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新租税特別措置法第八十八条第一項に規定する加熱式たばこをいう。以下同じ。）に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、製造たばこ（租税特別措置法第二条第四項第三号に規定する製造たばこをいう。以下この項及び次条において同じ。）の製造場から移出され、又は保税地域（同法第二条第四項第七号に規定する保税地域をいう。附則第六十条において同じ。）から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第一項の製造たばこの本数（次条及び附則第六十条において「たばこ税の課税標準」という。）は、同法第十条第三項及び新租税特別措置法第八十八条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一 たばこ税法第十条第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新租税特別措置法第八十八条第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新租税特別措置法第八十八条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

（未納税移出に係る経過措置）

第五十九条 令和八年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するもの（次項の規定に該当するものを除く。）に限る。）について、同条第三項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、前条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

2 令和八年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新租税特別措置法第八十八条の規定により算定した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第六十条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和八年四月一日前に保税地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該加熱式たばこ（次項の規定に該当するものを除く。）に係るたばこ税の課税標準は、附則第五十八条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

免 除 の 規 定		追 徴 の 規 定
たばこ税法第十三条第一項		同条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律		同条第五項

第三十七号）第十一条第一項	
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

2

前項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和八年十月一日前に保税地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新租税特別措置法第十八条の規定により算定した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条 第九条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八条第五項の規定は、令和九年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、国税通則法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該還付請求申告書を提出した日とする。以下この条において「法定申告期限」という。）が到来する所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。以下この条において同じ。）及び法人税について適用し、同月一日前に法定申告期限が到来した所得税及び法人税については、なお従前の例による。

（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う防衛特別法人税に関する経過措置）

第六十二条 第十二条の規定による改正後の我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下附則第六十七条までににおいて「新特別措置法」という。）第四章（第四節第一款を除く。）の規定は、法人（新特別措置法第六条第三号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和八年四月一日以後に開始する課税事業年度（新特別措置法第十一条に規定する課税事業年度をいう。次項において同じ。）の新特別措置法第十条に規定する基準法人税額に対する防衛特別法人税について適用する。

2 新特別措置法第四章第四節第一款の規定は、法人の令和九年四月一日以後に開始する課税事業年度（当該法人が新特別措置法第六条第七号に規定する通算子法人である場合には、当該法人に係る同条第六号に規定する通算親法人の同日以後に開始する課税事業年度の期間内に開始する当該法人の課税事業年度）の新特別措置法第二十一条第一項の規定による申告書について適用する。

3 前二項に定めるもののほか、新特別措置法第四章の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴うたばこ税の税率の特例に関する経過措置）

第六十三条 別段の定めがあるものを除き、令和九年四月一日前に課した、

又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

- 2| 次| 各号に掲げる期間内に、製造たばこ（新特別措置法第四十九条第一項に規定する製造たばこをいう。以下附則第六十六条までにおいて同じ。）の製造場から移出され、又は保税地域（同項に規定する保税地域をいう。次項並びに附則第六十五条及び第六十六条において同じ。）から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第一項及び新特別措置法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- 一| 令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで 千本につき七千三百二十円
- 二| 令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで 千本につき七千八百二十円

- 3| 次| 各号に掲げる期間内に、特定販売業者（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第六十六条第五項において同じ。）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一条、新特別措置法第四十九条及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- 一| 令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで 千本につき一万四千九百二十四円
- 二| 令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで 千本につき一万五千四百二十四円

（未納税移出に係る経過措置）

- 第六十四条 令和九年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するもの（次項及び第三項の規定に該当するものを除く。）に限る。）について、同条第三項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条第二項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

- 2| 令和十年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するもの（次項の規定

に該当するものを除く。）に限る。）について、同条第三項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条第二項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

3| 令和十一年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新特別措置法第四十九条第一項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第六十五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和九年四月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこ（次項及び第三項の規定に該当するものを除く。）に係るたばこ税の税率は、附則第六十三条第二項第一号又は第三項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
たばこ税法第十三条第一項	同条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同条第五項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）
--	--

2|

前項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和十年四月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこ（次項の規定に該当するものを除く。）に係るたばこ税の税率は、附則第六十三条第二項第二号又は第三項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

3|

第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和十一年四月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新特別措置法第四十九条第一項又は第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

（手持品課税）

第六十六条 令和九年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で作製したたばこを販売するため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこにあつては、新租税特別措置法第八十八条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数）とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。以下この条において同じ。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造

者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

2| 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第九条第六項に規定する小売販売業者にあつては、同法第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、令和九年四月三十日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一| その貯蔵場所において所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。

）及び区分ごとの数量

二| 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三| その他参考となるべき事項

3| 前項の規定による申告書を提出した者は、令和九年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

4| 前項の規定は、第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による日が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

5| 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、たばこ税法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納

付した、若しくは納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

6 | 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいい、同法第八条第三項の規定により製造たばこ製造者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

7 | たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

8 | 令和十年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして

、千本につき五百円のたばこ税を課する。

9| 第二項から第七項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第八項」と、「令和九年四月三十日」とあるのは「令和十年五月一日」と、「第三項中「令和九年九月三十日」とあるのは「令和十年十月二日」と、「第五項中「第一項の規定により」とあるのは「第八項の規定により」と、「第六項中「第一項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

10| 令和十一年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

11| 第二項から第七項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十項」と、「令和九年四月三十日」とあるのは「令和十一年五月一日」と、「第三項中「令和九年九月三十日」とあるのは「令和十一年十月一日」と、「第五項中「第一項の規定により」とあるのは「第十項の規定により」と、「第六項中「第一項」とあるのは「第十項」と読み替えるものとする。

12| 第一項、第八項又は第十項の規定により課するたばこ税に関する調査については、これらの規定に規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の五第一号二に規定する者とそれぞれみなして、同条（同号二に係る部分に限る。）並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第一号二に係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を適用する。この場合において、同号二中「イ又はロに規定する者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関しイ又はロに規定する者と取引があると認められる者」とあるのは、「イに規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者」とする。

13| 第二項（第九項又は第十一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以

下の罰金に処し、又はこれを併科する。

14| 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

15| 第二項（第九項又は第十一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

16| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十三項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第十三項若しくは第十四項又は前項の罰金刑を科する。

17| 前項の規定により第十三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴うたばこ税の収入額に関する経過措置）

第六十七条 令和八年度におけるたばこ税の収入に限り、新特別措置法第五十八条第二項第二項の規定の適用については、同項中「千分の百九十」とあるのは、「千分の四十五」とする。

2| 令和九年度におけるたばこ税の収入に限り、新特別措置法第五十八条第二項の規定の適用については、同項中「千分の百九十」とあるのは、「千分の百十一」とする。

3| 令和十年度におけるたばこ税の収入に限り、新特別措置法第五十八条第二項の規定の適用については、同項中「千分の百九十」とあるのは、「千分の百五十六」とする。

4| 令和十一年度におけるたばこ税の収入に限り、新特別措置法第五十八条第二項の規定の適用については、同項中「千分の百九十」とあるのは、「千分の百八十四」とする。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第六十八条 次に掲げる法律の規定中「第三十四号の四」を「第三十四号の

「五」に改める。

一 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第七条第十一項第一号、第十三項第二号、第十五項第二号、第十七項第二号及び第十九項第二号

（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）

第七条 省 略

2 5 10 省 略

11 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十項（特定対象利子に係る分離課税）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額（以下「特定対象利子に係る利子所得の金額」という。）」とする。

二 5 省 略

12 省 略

13 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十二項（特定対象収益分配に係る分離課税）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額（以下「特定対象収益分配に係る配当所得の金額」という。）」とする。

三 6 省 略

14 省 略

15 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「

（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）

第七条 同 上

2 5 10 同 上

11 同 上 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「

山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十項（特定対象利子に係る分離課税）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額（以下「特定対象利子に係る利子所得の金額」という。）」とする。

二 5 同 上

12 同 上

13 同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十二項（特定対象収益分配に係る分離課税）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額（以下「特定対象収益分配に係る配当所得の金額」という。）」とする。

三 6 同 上

14 同 上

15 同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「

山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十四項（申告不要特定対象配当等に係る分離課税）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（以下「申告不要特定対象配当等に係る配当所得等の金額」という。）とする。

三六 省 略

17 16
省 略
前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十六項（特定対象懸賞金等に係る分離課税）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額（以下「特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）とする。

三六 省 略

18 省 略

19 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十八項（特定対象給付補填金等に係る分離課税）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額（以下「特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」という。）とする。

三六 省 略

20 24 省 略

二 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に

山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十四項（申告不要特定対象配当等に係る分離課税）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（以下「申告不要特定対象配当等に係る配当所得等の金額」という。）とする。

三六 同 上

17 16
同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十六項（特定対象懸賞金等に係る分離課税）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額（以下「特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）とする。

三六 同 上

18 同 上

19 同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第十八項（特定対象給付補填金等に係る分離課税）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額（以下「特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」という。）とする。

三六 同 上

20 24 同 上

関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十七項第一号、第十九項第二号、第二十一項第二号、第二十三項第二号及び第二十五項第二号

（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）

第三条の二 省 略

2 16 省 略

17 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第十六項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する特定利子に係る利子所得の金額（以下「特定利子に係る利子所得の金額」という。）」とする。

二 五 省 略

省 略

19 18 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第十八項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額（以下「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。）」とする。

三 六 省 略

20 省 略

21 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の

（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）

第三条の二 同 上

2 16 同 上

17 同 上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第十六項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する特定利子に係る利子所得の金額（以下「特定利子に係る利子所得の金額」という。）」とする。

二 五 同 上

同 上

19 18 同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第十八項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額（以下「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。）」とする。

三 六 同 上

20 同 上

21 同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の

適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の第二十二項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（以下「申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額」という。）」とする。

22 省 略

23 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の第二十二項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額（以下「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）」とする。

三 六 省 略

24 省 略

25 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の第二十四項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額（以下「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」という。）」とする。

三 六 省 略

26・27 省 略

適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の第二十二項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（以下「申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額」という。）」とする。

22 同 上

23 同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の第二十二項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額（以下「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）」とする。

三 六 同 上

24 同 上

25 同 上

一 同 上

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の第二十四項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額（以下「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」という。）」とする。

三 六 同 上

26・27 同 上

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第六十九条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付）

第十条 省 略

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の九十に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の九百十に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があつたものとする。

3 省 略

（戻入れの場合のたばこ特別税の控除等）

第十一条 省 略

2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の九十に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の九百十に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。

3 省 略

（申告及び納付等）

第十二条 省 略

2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があつたときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に同じ当該各号に定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があつたものとする。

一 製造たばこ（次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。） 千分の九十に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百十に相当する税

（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付）

第十条 同 上

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の八百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があつたものとする。

3 同 上

（戻入れの場合のたばこ特別税の控除等）

第十一条 同 上

2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の八百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。

3 同 上

（申告及び納付等）

第十二条 同 上

2 同 上

一 製造たばこ（次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。） 千分の百八に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百九十二に相当す

額のたばこ税

二 たばこ税法第十一条第二項又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。第十四条第二項、第十六条第四項及び第十七条第二項において「防衛財源確保法」という。）第四十九条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の四十九に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百五十一に相当する税額のたばこ税

三省 略

（延滞税）

第十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の九十に相当する金額及び千分の九百十に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一条第二項又は防衛財源確保法第四十九条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の九十」とあるのは「千分の四十九」と、「千分の九百十」とあるのは「千分の九百五十一」とする。

3・4 省 略

（還付及び充当）

第十六条 省 略

2 省 略

3 第一項の規定による還付があったときは、その還付に係る金額の千分の九十に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の九百十に相当するたばこ税の過誤納金の還付があったものとし、前項の規定による充当があったときは、その充当に係る金額の千分の九十に相当する未納のたばこ特別税及び千分の九百十に相当する未納のたばこ税に対する充当があったものとする。

4 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十一条第二項若し

る税額のたばこ税

二 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の五十四に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百四十六に相当する税額のたばこ税

三 同 上

（延滞税）

第十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の百八に相当する金額及び千分の八百九十二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の百八」とあるのは「千分の五十四」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百四十六」とする。

3・4 同 上

（還付及び充当）

第十六条 同 上

2 同 上

3 第一項の規定による還付があったときは、その還付に係る金額の千分の百八に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の八百九十二に相当するたばこ税の過誤納金の還付があったものとし、前項の規定による充当があったときは、その充当に係る金額の千分の百八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の八百九十二に相当する未納のたばこ税に対する充当があったものとする。

4 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十一条第二項又は

くは防衛財源確保法第四十九条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の九十に相当する金額及び千分の九百十に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十一条第二項若しくは防衛財源確保法第四十九条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

3 省略

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間における前条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日	第十条第二項、第十一條第二項及び第十二條第二項第一号	千分の九十	千分の百一
		千分の九百十	千分の八百九十九

租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の百八に相当する金額及び千分の八百九十二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十一条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

3 同上

まで		第十二条第二項 第二号		千分の四十九	千分の五十二
第十四条第一項		千分の九十	千分の百一	千分の九百五十一	千分の九百四十八
第十四条第二項		千分の九十	千分の百一	千分の九百五十	千分の九百四十九
第十四条第二項		千分の四十九	千分の五十二	千分の九百四十	千分の九百四十一
第十六条第三項 及び第十七条第一項		千分の九十	千分の百一	千分の九百三十	千分の九百三十一
第十條第二項、 第十一條第二項 及び第十二條第二項 第一号		千分の九十	千分の百一	千分の九百二十	千分の九百二十一
第十二條第二項 第二号		千分の四十九	千分の五十	千分の九百十一	千分の九百一十二
第十四條第一項		千分の九十	千分の九十五	千分の九百一	千分の九百二
令和十年四月一日から 令和十一年三月三十一 日まで					

第十四条第二項		千分の九十	千分の九十五		
第十六条第三項及び第十七条第一項		千分の九百十	千分の九百五十	千分の九百五	千分の九百五

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第七十一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 省 略

四 法人税申告書 法人税法第七十四条第一項、第八十九条（同法第四十五條の十三）において準用する場合を含む。）並びに第四百四十四條の六第一項及び第二項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

五 八 省 略

2・3 省 略

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

（定義）

第二条 同 上

一 三 同 上

四 法人税申告書 法人税法第七十四条第一項、第八十九条（同法第四十五條の五）において準用する場合を含む。）並びに第四百四十四條の六第一項及び第二項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

五 八 同 上

2・3 同 上

附 則

（青色申告特別控除に関する経過措置）

第三十四条 新租税特別措置法第二十五条の二（第四項第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。この場合において、租税特別措置法第二条第一項第十一号に規定する青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人が、その年において旧租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類につき同号に規定する承認を受けて同号に規定する財務省令で定めるところにより当該帳簿書類に係る同号に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の記録の備付け及び当該電磁的記録の同号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っているときは、その年において租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件を満たしているものとみなす。

第七十三条 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附 則

（国際最低課税額の計算に関する経過措置）

第十四条 構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条及び附則第十六条第三項において同じ。）である内国法人が属する特定多国籍企業グループ等（令和六年新法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下附則第十八条の二までにおいて同じ。）に属する構成会社等（対象外構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）が令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までを終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地国（令和六年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。以下この条において同じ。）における当該対象会計年度に係る法人税法第八

附 則

（青色申告特別控除に関する経過措置）

第三十四条 新租税特別措置法第二十五条の二（第四項第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。この場合において、租税特別措置法第二条第一項第十一号に規定する青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人が、その年において旧租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類につき同号に規定する承認を受けて同号に規定する財務省令で定めるところにより当該帳簿書類に係る同号に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の記録の備付け及び当該電磁的記録の同号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っているときは、その年において新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件を満たしているものとみなす。

附 則

（国際最低課税額の計算に関する経過措置）

第十四条 構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この条及び附則第十六条第三項において同じ。）である内国法人が属する特定多国籍企業グループ等（令和六年新法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下附則第十八条の二までにおいて同じ。）に属する構成会社等（対象外構成会社等（令和六年新法人税法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）が令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までを終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地国（令和六年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。以下この条において同じ。）における当該対象会計年度に係る令和六年新法

十二条の三第二項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

一・二 省 略

三 前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該構成会社等に係る法人税法第八十二条の三第三項の規定を適用しないで計算した場合の同条第二項第一号イ(2)に掲げる金額(当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項における租税特別措置法第六十六条の四の四第一項の事業が行われる国又は地域と前号ロの所在地国が同一である構成会社等(対象外構成会社等を除く。)に係るものに限る。)以下であること。

2

一 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。前項の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る法人税法第五十条の三第一項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等(前項の内国法人について同項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。)の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供があること(同条第三項の規定の適用がある場合に限る。)

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいずれの対象会計年度(我が国において令和六年四月一日以後に同項の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が施行されている国又は地域においてその施行の日以後に同項の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度に限る。)においても、同項の構成会社等の所在地国につき同項の規定(同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令を含む。)の適用を受けて法人税法第八十二条の三第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

3

構成会社等である内国法人の属する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(令和六年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この条において同じ。)(対象外共同支配会

人税法第八十二条の二第二項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

一・二 同 上

三 前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該構成会社等に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第三項の規定を適用しないで計算した場合の同条第二項第一号イ(2)に掲げる金額(当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項における租税特別措置法第六十六条の四の四第一項の事業が行われる国又は地域と前号ロの所在地国が同一である構成会社等(対象外構成会社等を除く。)に係るものに限る。)以下であること。

2

同 上

一 前項の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和六年新法人税法第五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等(前項の内国法人について同項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。)の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があること(同条第三項の規定の適用がある場合に限る。)

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいずれの対象会計年度(令和六年四月一日(同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が同日前に施行されている場合には、その施行の日)以後に開始する対象会計年度であつて、同項の特定多国籍企業グループ等が当該対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に該当した場合における当該対象会計年度に限る。)においても、同項の構成会社等の所在地国につき同項の規定(同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

3

構成会社等である内国法人の属する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(令和六年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この条において同じ。)(対象外共同支配会

社等（令和六年新法人税法第八十二条第二十二号に規定する無国籍共同支配会社等その他の政令で定めるものをいう。）を除く。以下この項において同じ。）が、令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までに終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該共同支配会社等の所在地国における当該対象会計年度に係る法人税法第八十二条の三第四項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

一・二 省 略

三 前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該共同支配会社等に係る法人税法第八十二条の三第五項の規定を適用しないで計算した場合の同条第四項第一号イ(2)に掲げる金額以下であること。

4

一 前項の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る法人税法第五十条の三第一項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等（同法第八十二条の三第一項の内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。）の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供があること（同法第五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）。

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいずれの対象会計年度（我が国において令和六年四月一日以後に同項の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が施行されている国又は地域においてその施行の日以後に同項の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度に限る。）においても、同項の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国において当該共同支配会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等につき同項の規定（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。）の適用を受けて法人税法第八十二条の三第一項に規

社等（令和六年新法人税法第八十二条第二十二号に規定する無国籍共同支配会社等その他の政令で定めるものをいう。）を除く。以下この項において同じ。）が、令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日までに終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該共同支配会社等の所在地国における当該対象会計年度に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第四項第一号から第三号までに定める金額は、零とする。

一・二 同 上

三 前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該共同支配会社等に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第五項の規定を適用しないで計算した場合の同条第四項第一号イ(2)に掲げる金額以下であること。

4

同 上

一 前項の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和六年新法人税法第五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等（令和六年新法人税法第八十二条の二第一項の内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。）の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があること（令和六年新法人税法第五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）。

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいずれの対象会計年度（令和六年四月一日（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が同日前に施行されている場合には、その施行の日）以後に開始する対象会計年度であつて、同項の特定多国籍企業グループ等が当該対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に該当した場合における当該対象会計年度に限る。）においても、同項の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国において当該共同支配会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等につき同項の規定（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。）の適用を受けて令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行わ

定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

- 5 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の令和六年四月一日から令和十四年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の法人税法第八十二条の第三第二項第一号イ及び第四項第一号イに掲げる当期国別国際最低課税額を計算する場合における同条第二項第一号イ(2)(i)及び第四項第一号イ(2)(i)の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、当該内国法人の令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・八」と、当該内国法人の令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・六」と、当該内国法人の令和八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・四」と、当該内国法人の令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・二」と、当該内国法人の令和十年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九」と、当該内国法人の令和十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の八・二」と、当該内国法人の令和十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の七・四」と、当該内国法人の令和十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の六・六」と、当該内国法人の令和十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の五・八」とする。

- 6 前項の規定は、同項に規定する場合における法人税法第八十二条の第三第二項第一号イ(2)(ii)及び第四項第一号イ(2)(ii)の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「百分の九・八」とあるのは「百分の七・八」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の七・六」と、「百分の九・四」とあるのは「百分の七・四」と、「百分の九・二」とあるのは「百分の七・二」と、「百分の九」とあるのは「百分の七」と、「百分の八・二」とあるのは「百分の六・六」と、「百分の七・四」とあるのは「百分の六・二」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の五・八」と、「百分の五・八」とあるのは「百分の五・四」と読み替える

れていること。

- 5 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の令和六年四月一日から令和十四年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の令和六年新法人税法第八十二条の第二第二項第一号イ及び第四項第一号イに掲げる当期国別国際最低課税額を計算する場合における同条第二項第一号イ(2)(i)及び第四項第一号イ(2)(i)の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、当該内国法人の令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・八」と、当該内国法人の令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・六」と、当該内国法人の令和八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・四」と、当該内国法人の令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・二」と、当該内国法人の令和十年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九」と、当該内国法人の令和十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の八・二」と、当該内国法人の令和十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の七・四」と、当該内国法人の令和十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の六・六」と、当該内国法人の令和十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の五・八」とする。

- 6 前項の規定は、同項に規定する場合における令和六年新法人税法第八十二条の第二第二項第一号イ(2)(ii)及び第四項第一号イ(2)(ii)の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「百分の九・八」とあるのは「百分の七・八」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の七・六」と、「百分の九・四」とあるのは「百分の七・四」と、「百分の九・二」とあるのは「百分の七・二」と、「百分の九」とあるのは「百分の七」と、「百分の八・二」とあるのは「百分の六・六」と、「百分の七・四」とあるのは「百分の六・二」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の五・八」と、「百分の五・八」とあるのは「百分の五・四」と

ものとする。

7 省 略

（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）

第十六条 省 略

- 2 附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における法人税法第五十条の三第一項の規定の適用については、同項第二号中「含む。」とあるのは、「含む。」の規定、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第一項又は第三項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）」とする。

3 省 略

第七十四条 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

（所得税法の一部改正）

- 第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条（公益信託）」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号（定義）」に改め、「規定する公益信託」の下に「（第五十九条第一項第一号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）、第六十条第一項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）、第六十条の二第六項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）、第六十条の三第六項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）、第六十七条の三第十項（信託に係る所得の金額の計算）及び第七十八条第二項第四号（寄附金控除）において「公益信託」という。）を加える。

第六十七条の三第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

- 10| 公益信託の委託者（居住者に限る。以下この項において同じ。）がその有する資産を信託した場合には、当該資産を信託した時において

読み替えるものとする。

7 同 上

（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置）

第十六条 同 上

- 2 附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における令和六年新法人税法第五十条の三第一項の規定の適用については、同項第二号中「特例」とあるのは、「特例」の規定、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第一項又は第三項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）」とする。

3 同 上

（所得税法の一部改正）

- 第一条 同 上

第十一条第二項中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条（公益信託）」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号（定義）」に改め、「規定する公益信託」の下に「（第五十九条第一項第一号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）、第六十条第一項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）、第六十条の二第六項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）、第六十条の三第六項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）、第六十七条の三第八項（信託に係る所得の金額の計算）及び第七十八条第二項第四号（寄附金控除）において「公益信託」という。）を加える。

第六十七条の三第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

- 8| 公益信託の委託者（居住者に限る。以下この項において同じ。）がその有する資産を信託した場合には、当該資産を信託した時において

、当該公益信託の委託者から当該公益信託の受託者に対して贈与（当該公益信託が信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第二号（信託の方法）に掲げる方法によつてされた場合には、遺贈）により当該資産の移転が行われたものとして、当該公益信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

（租税特別措置法の一部改正）

第十三条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第二号第九号の二に掲げるものをいう。）その他の公益を目的とする事業（以下この項から第三項まで及び第五項において「公益目的事業」という。）を行う法人（外国法人に該当するものを除く。以下この条において「公益法人等」という。）を「公益法人等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ）」に改め、「遺贈（」の下に「同法第六十七条の第三十項の規定により第二号に規定する公益信託の受託者に対して贈与又は遺贈により当該財産の移転が行われたものとされた場合におけるその贈与又は遺贈及び」を加え、「含む」を「含み、同号に掲げる者（第一号に掲げる者に該当する者を除く。）に対するものである場合には第二号に規定する公益信託の信託財産とするためのものに限る」に、「第十六項」を「第十八項」に、「当該公益目的事業の用に直接供する」を「公益目的事業（第一号に規定する公益を目的とする事業及び公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務をいう。以下この項から第三項まで及び第五項において同じ。）の用に直接供する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第二号第九号の二に掲げるものをいう。）その他の公益を目的とする事業を行う法人（外国法人に該当するものを除く。）
- 二 公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この条において「公益信託」という。）の受託者（非居住者又

、当該公益信託の委託者から当該公益信託の受託者に対して贈与（当該公益信託が信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第二号（信託の方法）に掲げる方法によつてされた場合には、遺贈）により当該資産の移転が行われたものとして、当該公益信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

（租税特別措置法の一部改正）

第十三条 同上

第四十条第一項中「公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第二号第九号の二に掲げるものをいう。）その他の公益を目的とする事業（以下この項から第三項まで及び第五項において「公益目的事業」という。）を行う法人（外国法人に該当するものを除く。以下この条において「公益法人等」という。）を「公益法人等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ）」に改め、「遺贈（」の下に「同法第六十七条の第三十項の規定により第二号に規定する公益信託の受託者に対して贈与又は遺贈により当該財産の移転が行われたものとされた場合におけるその贈与又は遺贈及び」を加え、「含む」を「含み、同号に掲げる者（第一号に掲げる者に該当する者を除く。）に対するものである場合には第二号に規定する公益信託の信託財産とするためのものに限る」に、「第十六項」を「第十八項」に、「当該公益目的事業の用に直接供する」を「公益目的事業（第一号に規定する公益を目的とする事業及び公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務をいう。以下この項から第三項まで及び第五項において同じ。）の用に直接供する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第二号第九号の二に掲げるものをいう。）その他の公益を目的とする事業を行う法人（外国法人に該当するものを除く。）
- 二 公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この条において「公益信託」という。）の受託者（非居住者又

は外国法人に該当するものを除く。）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第七十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

（利用範囲）

第九条 省 略

2・3 省 略

4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十七條第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九條第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十号）第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九條の四の二第二項、第二十九條の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十五項、第七十條の二の二第十九項若しくは第七十條の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四條の十三の二若しくは第七十四條の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四條第一項若しくは第四條の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六條第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に關して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5・6 省 略

は外国法人に該当するものを除く。）

（利用範囲）

第九条 同 上

2・3 同 上

4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十七條第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九條第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十号）第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九條の四の二第二項、第二十九條の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十四項、第七十條の二の二第十九項若しくは第七十條の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四條の十三の二若しくは第七十四條の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四條第一項若しくは第四條の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六條第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に關して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5・6 同 上

(産業競争力強化法の一部改正)

第七十六条 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

(実施指針)

第二十一条の二十 省 略

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 情報技術事業適応（第二条第十二項第一号に該当する事業適応をいう。以下この号において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応（第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号、第二十一条の二十四第一項第二号及び第二十一条の三十五において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

ウ エネルギー利用環境負荷低減事業適応（第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号、第二十一条の二十四第一項第二号及び第二十一条の三十五において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

3 5 省 略

(課税の特例)

第二十一条の三十五

認定事業適応計画に従つて実施されるエネルギー利用環境負荷低減事業適応（当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置のうち産業競争力基盤強化商品の生産及び販売であつて、我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定

(実施指針)

第二十一条の二十 同 上

2 同 上

一 情報技術事業適応（第二条第十二項第一号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の三十五第一項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応（第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号、第二十一条の二十四第一項第二号及び第二十一条の三十五第二項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

ウ エネルギー利用環境負荷低減事業適応（第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号、第二十一条の二十四第一項第二号及び第二十一条の三十五第二項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

3 5 同 上

(課税の特例)

第二十一条の三十五

認定事業適応計画に従つて実施される情報技術事業適応（生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定事業適応事業者が、当該情報技術事業適応の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェア並びに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェアについては、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2| 認定事業適応計画に従つて実施されるエネルギー利用環境負荷低減事業適応（当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置のうち産業競争力基盤強化商品の生産及び販売であつて、我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定事業適応事業者が

事業適応事業者が、当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産及び販売を行った産業競争力基盤強化商品については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の一部改正）

第七十七条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章～第三章 省略
第四章 認定開発供給計画等に係る支援措置
第一節・第二節 省略
第三節 削除
第四節 省略
第五章・第六章 省略
附則

（定義）

第二条 省略
2・3 省略
4 この法律において「特定半導体」とは、特定高度情報通信技術活用システム（第一項第一号に掲げるものに限る。次条第二項において同じ。）に不可欠な大量の情報を高速度で処理することと可能とする半導体であつて、国際的に生産能力が限られていることその他の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なものとして政令で定める種類ごとに政令で定める性能を有するものをいう。
5 省略

第三節 削除

第二十八条 削除

、当該エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産及び販売を行った産業競争力基盤強化商品については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

目次

第一章～第三章 同上
第四章 同上
第一節・第二節 同上
第三節 課税の特例（第二十八条）
第四節 同上
第五章・第六章 同上
附則

（定義）

第二条 同上
2・3 同上
4 この法律において「特定半導体」とは、特定高度情報通信技術活用システム（第一項第一号に掲げるものに限る。次条第二項及び第二十八条において同じ。）に不可欠な大量の情報を高速度で処理することと可能とする半導体であつて、国際的に生産能力が限られていることその他の事由により国内で安定的に生産することが特に必要なものとして政令で定める種類ごとに政令で定める性能を有するものをいう。
5 同上

第三節 課税の特例

第二十八条 認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用

（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第七十八條 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附 則

（登録免許税法の一部改正）

第三十一條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の二の項の第一欄中「外国人技能実習機構」を「外国人
育成就労機構」に改め、同項の第二欄中「外国人の技能実習の適正な実
施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な
実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七十九條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定
。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定に
よりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にし
た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

システムの導入（特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び
維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総
務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた場
合に限る。）を行う認定導入事業者が、当該特定高度情報通信技術活用
システムの導入の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置
、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物（特定高度情報通信技術活
用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣
及び総務大臣が定めるものに限る。）については、租税特別措置法（昭
和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用
があるものとする。

附 則

（登録免許税法の一部改正）

第三十一條 同上

別表第三の一の二の項の第一欄中「外国人技能実習機構」を「外国人育成
就労機構」に改め、同項の第二欄中「外国人の技能実習の適正な実施及
び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施
及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改める。

(政令への委任)

第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
